

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟

定 款

令和 3年12月 4日 作 成
令和 4年 5月15日 改 正

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟と称し、英文表記では Kanagawa Council, Scout Association of Japan (略称 Kanagawa Scout Council,SAJ) と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の定款に基づく教育規程（以下「教育規程」という。）に従い、神奈川県内のボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ボーイスカウト運動の普及及び広報
2. ボーイスカウト運動の教育計画の策定及び運営
3. 指導者の養成
4. 国際相互理解の促進及び国際協力
5. 地球環境の保全・保護及びその教育
6. ボーイスカウト教育の特長を活かした自然体験活動等の推進
7. 教育に必要な施設の提供
8. 集会及び講演会の開催
9. 図書、雑誌等の刊行並びに電子媒体による情報の発信及び受信
10. 教育に必要な用品の調製及び供給
11. 安全普及啓発活動
12. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(規程)

第7条 この法人の組織及び運営については、この定款に定めるほか規程で定める。

- 2 規程は、理事会の決議により定める。

第2章 社員

(組織)

第8条 この法人は、日本連盟に加盟登録した神奈川県内のすべての団（以下「加盟団」という。）及び加盟員をもって組織する。

(社員)

第9条 加盟員の内、以下のいずれかをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

- (1) 加盟団を代表する各団1名の加盟員。
- (2) 第25条及び第32条に規定する役員。ただし、名誉役員及び事務局長を除く。
- (3) 日本連盟の定款に基づく教育規程第5章に規定する県内各地区の地区コミッショナー。

(入会)

第10条 社員となるには、この法人に届け出なければならない。

(退会)

第11条 社員は、退会届を提出することにより退会することができる。

- 2 第9条(1)に該当する加盟団を代表する各団1名の加盟員が退会する際は、加盟団の承認を得て代わりとなる社員の入会をもって退会するものとする。

(除名)

第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合において、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨の通知をし、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の諸規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第13条 社員は、退会、日本連盟の登録の不継続、又は除名によってその資格を喪失する。

(分担金)

第14条 加盟団は、総会において定める分担金を支払う義務を負う。

- 2 既納の分担金は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第15条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 事務局長は幹事役として総会に出席する。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 事業計画及びその予算の承認
- (4) 理事及び監事並びに名誉会議議員の選任又は解任
- (5) 分担金の額及び徴収方法
- (6) 定款の変更
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 総会は、年次総会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 3 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会の日々の 1 週間以上前までに受領できるよう社員に対してその通知を送付しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は理事長とし、副議長は理事長に指名された理事がこれにあたる。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、社員毎に 1 個とする。ただし、第 9 条に定める複数の資格を持つ場合はその限りでない。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数ときは議長がこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 22 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。その場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければな

らない。

(書面等による議決権の行使)

第 23 条 社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 総会に出席した社員から選出された議事録署名人 2 名及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員等

(理事及び監事)

第 25 条 この法人に、役員として次の理事及び監事を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 前項の理事のうち 1 名を理事長とし、その者をもって一般法人法上の代表理事とする。また、1 名以上 4 名以内を副理事長とする。

3 この法人の理事は次のとおりとする。

(1) 地区代表理事 地区の数

(2) 執行理事 必要な数

(3) 県コミッショナー 1 名

4 理事のうち若干名を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事及び監事の選任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選定する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、また理事長に事故あるときはあらかじめ定めた順序により副理事長がこれを代理する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより 監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは招集権者に対し理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(理事と監事の任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、理事長及び副理事長並びに監事については、選任後連続して 3 期までを限度とする。

2 欠員により補充された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第 31 条 この法人は、理事及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第 115 条の規定により、同法上の非業務執行理事等(理事(業務執行理事又は本法人の使用人でないものに限る。))及び監事)との間に、同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(その他の役員)

第 32 条 この法人に、任意の役員として以下の役員を置く。

- (1) 連盟長 1 名
- (2) 副連盟長 若干名
- (3) 県副コミッショナー 若干名
- (4) 名誉会議議員 6 名

(5) 理事でない各種委員会委員長 若干名

(6) 名誉役員 若干名

(7) 事務局長 1名

2 前項の役員を選任、解任及び職務並びに権限については、日本連盟の定款に基づく教育規程の定めるところによる。

3 日本連盟の定款に基づく教育規程に定めのないものについては、この法人の「組織及び運営規程」において定める。

(役員報酬)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、事務局長は理事会の決議により報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(設置)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 連盟長、副連盟長、県副コミッショナー、事務局長

及び理事でない各種委員会委員長は、随時理事会に出席し発言することができるが議決に加わることはできない。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 総会に付すべき事項の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長、副理事長の選定及び解職

(5) 役員等の責任の一部免除及び一般法人法上の非業務執行理事等との責任限定契約の締結

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により副理事長が招集し、議長を務める。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（委任状を含む）が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは理事長がこれを決する。ただし、総会に提案する本定款の改正に関する事項の議決は、理事会の議決権者の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 地区

(設置と構成)

第39条 この法人は、運営を円滑にするために、この法人が定める地域ごとに地区を設ける。

- 2 地区は、加盟登録を受けた地区内すべての加盟団によって構成される。

(区分)

第40条 地区の区分及び名称は理事会が定める。

(地区の組織・運営・役員等)

第41条 地区は、地区の組織、運営、役員等に関することについて、教育規程に従い各地区の実情に応じて地区規約を定め、この法人に届け出る。

- 2 地区規約の制定及び改正は、理事会の承認を得なければならない。

第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。

- 2 理事会で決議された事業計画書及び収支予算書は、総会において社員の承認を受け成立する。ただし、予算成立後においてやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

- 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 監査報告書

- (3) 社員名簿
- (4) 理事及び監事の名簿
- (5) 運営組織及び事業活動の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長は、日本連盟及びこの法人のすべての規程、規約及び方針を遵守し、理事会の議定のもとに、この法人の事務を執行する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目2番1-504号

清水 裕

横浜市都筑区北山田六丁目8番33号

近藤 明彦

2 この法人の設立時理事（役付理事）、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	藤本 欣司	（理事長）
同	濱田 雅弘	（副理事長）
同	柳下 裕明	（副理事長）
同	坂本 健	（副理事長）
同	境 紳隆	（副理事長）
同	菅原 信浩	
同	前川 裕一	
同	佐久間 直人	
同	原 清一郎	
同	小林 敏彦	
同	伊藤 郁夫	
同	北條 賢一	
同	中鶴 英昭	
同	安藤 正紀	
同	堀 格人	
同	宮本 宏志	
同	脇本 保則	

設立時代表理事 藤本 欣司

設立時監事	木村 耕三
同	根岸 進一
同	鈴木 令子

3 この法人の設立時理事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する年次総会の終結の時までとする。

4 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

5 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和 年 月 日

本定款の写しは、当法人の現行定款原本と相違ありません。

横浜市旭区中尾二丁目1番14号スカウト会館内

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟

代表理事 濱田 雅弘